

平成29年第2回邑楽町議会定例会議事日程第4号

平成29年6月16日（金曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

第 1 発議第1号 黒田重利議会運営委員長に対する不信任決議案

第 2 閉会中の継続調査について

○出席議員（13名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	12番	田部井健二	議員
14番	小島幸典	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
大舩一	副町長
大竹喜代子	教育長
関口春彦	総務課長
横山淳一	企画課長
金井幸男	税務課長
阿部昌弘	住民課長
橋本圭司	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
小林隆	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
森戸栄一	商工振興課長
松崎嘉雄	都市建設課長
山崎健一郎	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田部井	春彦	事務局	長
石原	光浩	書	記

◎開議の宣告

○小島幸典議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

[午前10時02分 開議]

[黒田重利議会運営委員長退場]

◎日程第1 発議第1号 黒田重利議会運営委員長に対する不信任決議案

○小島幸典議長 日程第1、発議第1号 黒田重利議会運営委員長に対する不信任決議案を議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

田部井健二議員。

[12番 田部井健二議員登壇]

○12番 田部井健二議員 おはようございます。発議第1号 黒田重利議会運営委員長に対する不信任決議案、提案理由の説明を申し上げます

黒田重利議会運営委員長に対する不信任決議案

本議会は、黒田重利議会運営委員長を信任しない。

以上決議する。

理由でございます。平成29年5月22日に開催された臨時会において、議会運営委員長に就任した黒田重利議員は、同日の本会議中に携帯電話のアラーム音を鳴らしました。この行為は、議会で決めた申し合わせ事項に反し、邑楽町議会会議規則第101条（品位の尊重）及び同規則第103条（議事妨害の禁止）に当たり、まさに議員としてあるまじき行為であります。

また、議会の運営をつかさどる運営委員長としての立場に鑑みれば、アラーム音を鳴らした直後において、速やかに謝罪の弁を発するべきところ、そのまま沈黙を続け、休憩後において、他の議員から指摘を受け、議長からも注意喚起があったにもかかわらず、さらに沈黙を続け、その後の休憩後においてようやく謝罪をしたものであります。

さらに、各議員に提出された謝罪文においても、誤字が目立ち、反省の意が軽薄であります。

この行為は、町民の代表者としての自覚はもとより、議会運営委員長としての資質に対して大きな疑念を抱かざるを得ないものと思えます。

よって、黒田重利議会運営委員長に対し不信任とするものであります。

以上です。

○小島幸典議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

塩井早苗議員。

○5番 塩井早苗議員 何点か質問申し上げます。

携帯電話は議場の中に持ち込まないというのは、四、五年前のことでしたが、全員協議会の中である議員、しっかりと申し上げていいと思いますが、今現在では県議会議員をやっている本間議員が、携帯電話は命の次に大事である、そしてだから胸の中に、男性は胸の内ポケットに入れているようですけれども、これを持たせていただきたいと、そういうご意見がありまして、そのとき議員だったみんなは、ではそれはいいだろう、着信音が鳴らないようにマナーモードにして持ち込んでいいだろうというような暗黙の了解がなされたわけです。その後、何度も議員たちは携帯電話を中に持ち込んでいます。そして、ブブブブブブッというバイブが鳴っております。そのことについての叱責は全くなくして、またそのときに、これは持って行ってはいけないと言いなながらも、持ち込むことをみんなが了解したわけです。そのことについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○小島幸典議長 田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 議会の取り決めでは、携帯電話の持ち込みを現在禁じているものではありません。携帯電話の扱いは、おのおの自己判断というふうになっていると思っております。ただし、着信音を鳴らしては絶対にいけないというのが、これは申し合わせ事項で、そのように議会で諮っていると、このように理解をしております。

今、バイブの音についての質問がございましたけれども、マナーモードにしてバイブの音が聞こえるというのは、私は着信音が鳴っているのとは全く意味が違うというふうに思っていますし、過去においても、バイブの音が聞こえた、何となく鳴っているような様子がかえるといって、そういったことが適用されたというふうには理解をしていません。今、塩井議員が申しましたけれども、携帯電話の取り扱いについては自己判断、鳴ったら最後というふうには私は理解をしております。

以上です。

○小島幸典議長 塩井早苗議員。

○5番 塩井早苗議員 バイブが鳴っても鳴らなかったと同じだというのは、とても私には納得できません。バイブがブブブブッ、ブブブブブブッとずっと鳴っていた方も何人もいらっしゃいます。そのときはおとがめなかったわけです。今回、アラーム音です。携帯電話の着信音ではありません。マナーモードになっていても鳴ってしまったアラーム音でございます。

当日この5月22日ですが、とくに議会は延会になってもいい時間帯の6時半を過ぎているわけでございます。これに対して何の情状酌量の余地もなく、不信任案を提出する。提出者が田部井健二議員、それから賛成者、大野貞夫議員、神谷長平議員、松村潤議員、原義裕議員、松島茂喜議員、この6名の方から出されたわけでございます。これはみんな議会でも、年のことからいっても先輩議員であります。それが新人議員の間違いをこんなような形で叱責するというのは、どういうふう

に思っているのでしょうか。自分たちの議事進行がそれほど大きく妨げられたのでしょうか。そのところの説明をお願いします。

○小島幸典議長 田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 お答えを申し上げます。

議事進行が妨げられた、妨げられない、これは問題の外だと私は思っています。議会の申し合わせ事項というのは、この町民から預かった大切な議場の中で着信音を鳴らすなというのが決まりでございまして。それによって進行が妨げられた、あるいは妨げられない、結果はともかくとして、1年生議員であろうと何であろうと、議会運営委員会を取り仕切る委員長の携帯電話が鳴ったということは、私はこれは重大なことだと思っておりますし、過去に邑楽町議会ではそういったことは全くありませんでした。今回のことを戒めとしてこういったことがなくなればよろしいのかなと、私はそのように判断をしております。

○小島幸典議長 塩井早苗議員。

○5番 塩井早苗議員 それから、この不信任決議案の中に何度も、速やかに謝罪の弁を発しなかったと。そのときは状況として、いろんな役職を定めなくてはならないときでありました。夜の8時過ぎまでかかった臨時会でもございました。そのときにこの新人議員がタイミングを逸したということに対しては、温情の余地はないでしょうか。

○小島幸典議長 田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 まず、常識で考えられるのは、携帯電話の音が鳴ってしまった、全員の議員が気づいているわけです。そうすれば、そのタイミングを見計らった中で速やかに議長に対して手を挙げて、「議長、ただいまの携帯電話の着信音は私の携帯電話であります。私の不注意から議場にいる皆さんに迷惑をかけて申しわけなかった。」ということをや速やかに申し出るのが、私は常識だと思っております。

その後、タイミングを逸したと申しますけれども、暫時休憩も挟みました。休憩の後、速やかに申し出る、これも一つの方法だったかなと。そういったこともなされずに、議員のほうから先ほどはという話がありました。このときもタイミングの一つかなと。その後、議長のほうからも注意喚起を受けました。このときもタイミングの一つかなと。何度も何度も私はタイミングがあったと思っています。その判断ができなかったということは非常に残念至極というふうに思っておりますし、また黒田議員の近くには先輩議員もおられますし、同僚議員もおられます。そういった方から、ここは一旦手を挙げて速やかに謝罪をしたほうが良いというようなアドバイスがいただけなかったということも私は残念だったかなと、このように思っております。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

坂井孝次議員。

○10番 坂井孝次議員 この文章の中では、速やかに謝罪ができなかったということがあります。文

章の中でですね。その速やかに対応ができなかったというのは、原因を何か考えられたことはありますか。どうして応えられなかったのだろうかと考えていただけましたでしょうか。

○小島幸典議長 田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 速やかに謝罪の弁が出なかったということに関して、私が考えることではないと、私はそのように理解をしております。

○小島幸典議長 坂井孝次議員。

○10番 坂井孝次議員 それでは、私の考えを述べさせていただきます。

委員長になったという重責を抱えながら仕事をやっています。不注意にして鳴りました。そうすると、やってはいけないことをやってしまったという責任感で動転するのです、人は。例えば交通事故を起こした、私もそれやったことがあります、実際に経験しましたが、免許証を見せてくださいと、こう言って、見ても手が震えて書けない、これはまさに動転だと思えます。だから、自分の責任の重さを感じれば感じるほど自分を責めて対応ができなかったということに、私は思っておりますが。

○小島幸典議長 田部井健二議員。

○12番 田部井健二議員 ただいまのは私に対する質問でなくて、坂井議員の思いだと思います。そういう思いであれば、この質疑の後の討論の中でぜひ述べていただければよろしいのかなと、私はそのように思います。

○小島幸典議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

ただいま除斥されています黒田重利議会運営委員長から、地方自治法第117条ただし書きの規定によって、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りします。この申し出に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、黒田重利議会運営委員長の申し出に同意することに決定しました。

黒田重利議会運営委員長の入場を許可します。

〔黒田重利議会運営委員長入場〕

○小島幸典議長 黒田重利議会運営委員長の発言を許可します。

黒田重利議員。

〔黒田重利議会運営委員長登壇〕

○黒田重利議会運営委員長 5月22日開催の臨時会において、私の不注意から携帯電話の時刻アラ-

ム音を鳴らしてしまい、議会の進行に多大なご迷惑をおかけしました。まことに申しわけございませんでした。

携帯電話に関する議会の申し合わせがあるにもかかわらず、このような事態を招いたことは、秩序を守るべき議員として、また議会運営委員長という職責にある者として、深く深く反省しております。二度とこのようなことのないようにいたします。また、これから与えられた職を全うしていきます。よろしくお願いいたします。

○小島幸典議長 黒田重利議会運営委員長の退場を求めます。

〔黒田重利議会運営委員長退場〕

○小島幸典議長 これより討論に入ります。討論ありませんか。

大賀孝訓議員。

〔2番 大賀孝訓議員登壇〕

○2番 大賀孝訓議員 ただいま提出されました議会運営委員長に対する不信任決議案について、反対の立場から討論を行います。

ただいま田部井健二議員、大野貞夫議員、神谷長平議員、松村潤議員、原義裕議員、松島茂喜議員から、黒田重利議会運営委員長に対する不信任決議案が提出されましたが、私はこれを不当なものと思い、反対をいたします。

不信任決議案の理由書のところに幾つか理由が、3点ほど述べられております。「議事妨害の禁止にあたる」、議事妨害はいたしておらないと私は思っております。ちょうどたまたまそのときは議会の休憩時間に入る以前で本人立ち上がったところでしたので、とっさのことだったと思っております。さらに、「速やかに謝罪の弁を発するべきところ、そのまま沈黙を続け」というふうに書いてありますが、これは一旦黒田議員に確認をいたしましたところ、本人も議長に謝罪をし、さらにしかるべき時間に本会議場で謝罪をするという気持ちであったそうであります。したがって、これは謝罪を逸するというのではなくて、本人がタイミングをどのようにしたらいいか議長等に聞いたり、同僚にも確認をして、それから謝罪を行ったところありますので、ようやく謝罪をしたものではなくて、あらかじめきちんとした時間を見計らって謝罪をしたものというふうにとめております。

また、その会議場の謝罪、あるいは議長に対する謝罪、議長からの口頭による厳重注意を受けまして、さらにここにございます謝罪文まで提出をいたしました。この謝罪文については本人が自筆で書いたものであり、ここに書いてあるような誤字が目立つ、誤字なんか1つしかありません。しかもそれは、上から4行目の「まことに申しわけございませんでした」の濁点が2つとれているだけです。誤字は目立ちません。

そういったことから、やはり謝罪を繰り返し、あるいは謝罪文まで提出し、これは議長、副議長も受理をしております。皆さん、よく考えてみてください。私たちは、議会をきちんと議論の場と

して広く公開し、町の今後のためにいろんな議事を運営しているわけでありますが、ここで本当に議会運営委員長の不信任案を可決することが町のためになるのかどうなのか。議会のために必要なのか。何度も何度も謝罪をさせ、しかも全員協議会の場で議会運営委員会に今後委員長の処置を任せます旨の発言もございました。それを受けて議会運営委員会がこの件を検討しました。そしてきちんとこの謝罪文も出ている。何度も何度も謝罪をしている。再度議長から口頭できちんと嚴重注意をしていただくということで議会運営委員会では話し合いがなされました。何度謝ってもだめなのか。何度謝罪文を書いてもだめなのか。

したがって、私はこの不信任決議案を否とするものであり、やはり今後の議会運営のためにはこれを否決することが肝要であるというふうに考え、反対討論といたします。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

坂井孝次議員。

〔10番 坂井孝次議員登壇〕

○10番 坂井孝次議員 黒田重利議会運営委員長に対する不信任決議案に対して、反対討論をさせていただきます。

まず、携帯電話が鳴るということは決していいことではありません。それは私の、ここの議場で鳴らした経験があります。おわびもしました。幸いそのときは許していただきました。不注意ということで片づけられないということも理解できないわけではありません。でも、やはりこういう問題は、委員長不信任なんていうような形に結びつけること自体が、私は誰も期待していない、町の人も期待していないと思っています。なぜかといいますと、これは譴責と言われるように、責任をとって対処しろということの意味すると思います。それをやると、3つの問題点が私はあると思っています。

まず1つは、そういう形で問題点を提起されたら、言う人は「そんな考えない」と言うかもしれません。言われた立場の人は、非常に厳しい立場に立ちます。そうするとどうなるかという、自分を責めるのです。自分を責めて、どんどん小さくなります。そうすると、議会で活発な議論をしようなんていうことを言っても、そういうことでちょっと間違ったり誤字があったりしたらまた言われるのではないか、怖くてだんだん言わなくなります。そういうふうに、これをやると活力がなくなります。まず1つは、私はそういうことで、それが大きな問題だと思っています。

もう一つは、これを譴責をするような責め方をすると、対立構造が増長されます。今もそういう形ではないとは言えませんが、対立構造は議会で悪いとは思いません。いい意見をお互い違う意見を言うことが大事ですけども、議会というのは合議制ですから、その中でお互いの意見を理解し合いながら意見を構築していく、議案をまとめていく、これが議会であると思っています。対立構造ではなかなかそれは出てこない、私はそういうふうに思っています。ですから、こういうことに関しては、叱責も大事なのですけども、寛容という心がやっぱり大事だと思っています。何を置い

ても。叱責だけされたら、人間が潰れないなんて思ったら大間違いです。人はいろいろ心に、いろいろの経験している人がいて、間違ったらその人を潰しかねません。ですから、私はこの件は非常に、町民は期待しているようなこととはほど遠いと思っています。

それから、3番目に大きな問題があるのは、人間性を否定することにつながりかねないと思っています。一生懸命にやってきた、俺は一生懸命やってきたと言いながら、こんなことではおまえ委員長の価値はないというようなことを言われたら、人間性を最悪の場合は失いかねません。

そういう点で、私はこの不信任決議案に対しては反対をいたします。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

塩井早苗議員。

〔5番 塩井早苗議員登壇〕

○5番 塩井早苗議員 発議第1号 黒田重利議会運営委員長に対する不信任決議案に対し、反対の立場で討論を行います。

賛成討論がございませんので、反対討論が3個つながってしまいました。その点については議長にお許しいただきたいと思えます。

黒田重利議員は今回、議会開催中に携帯電話のアラームが鳴ってしまい、今責任を問われているわけですが、その後全員協議会で謝罪し、本会議でも謝罪を行っています。反省も深く深くしていますということを本人からも先ほども聞きました。先回は小島議長からも厳重な注意をしていただきました。そもそも四、五年前、元議長でありました本間議員が、携帯電話は命の次に大事なものであり、マナーモードにしてバイブも鳴らさないようにするので、どうしても持たせていただきたいという、そういうお願いが全員協議会でありました。そのとき議論をされましたが、議員間の申し合わせということで、マナーモードにして胸の内ポケットに入れるか何かして議場の中に持ち込んでもいいという合意が得られました。そのときの議員も何人もいたので、その記憶はしっかりとあるのではないかと思います。そんな申し合わせの中で議場に携帯電話を持ち込んでいる議員は何人もいました。実際バイブがいつまでも鳴って、それでも自分のバイブではないよとしらばっくれている、そんなのが実情でございました。

それで、今回も、前に申し合わせをしたことを新人議員である黒田議員に伝えたかということ、誰もそれは伝えていなかった。先ほども田部井議員から説明がありましたが、自分たちの本人判断、携帯電話を議場に持ち込むのは本人判断というふうな説明がなされました。しかし、先輩議員である私たちは、そのことをしっかりと新人議員に、こういう申し合わせがあるよということを伝えるべきだったと思います。2年前、議長に就任した田部井議長は、新人議員にそのときに、なってくれた人たちに、携帯電話は本人判断で議場には持ち込んでもいいけれども、マナーモードでなくてはいけないよ、鳴ったら最後だよという、その言葉を伝えたでしょうか。

また、黒田議員の携帯電話は、実際マナーモードに設定してあったのです。それにもかかわらず、

なぜ鳴ってしまったのかといいますと、平日は6時半に娘さんを駅に迎えに行かなくてはならないので、それを知らせるアラームだったそうです。その前日の土日は鳴らなかった。次のこの22日、本会議の22日の日は平日ですから鳴ってしまったと。夕方の6時半です。このような状態で起きてしまった1回目の失敗は、許されるべきものと思っています。そして、許していき、二度と起きない対策をとるのが議会人としての私たちの務めであると、このように考えております。

本当に私たちの失敗であったことは、先輩議員である私たちが、私たち全ての議員が、議場には携帯電話を持ち込まないという申し合わせをしなかった、その点にあると感じています。傍聴人には、携帯電話やカメラや録音機器を持ち込まないと規則に書いてあります。そこに入る方たちにも、入り口のところで説明をしています。傍聴人の方たちにはそのようお願いして、私たちはマナーモードにして持っているというのは、それは片手落ちの決まり事だと思います。

そして、先ほどの案の中で言っていることですが、謝罪がおくれたと責めていますが、謝罪まで討議すべき議題がたくさんありました。謝罪のタイミングがつかめなかったのではないかと私は理解していました。そうしたら先ほどの討論の中では、タイミングを見計らっていた、それにしかるべきところにも相談していたというようなお話もお伺いしました。これで十分ではないのかなというふうに私は今感じました。

黒田重利議員は、議会運営委員長という重責のある立場です。だからこそ、今回の失敗の反省の上に立ち、精いっぱい努力していただくということで、町民から選ばれた議員として活躍していただきたいと思います。議員の皆様をお願いします。この不信任案を出された議員の皆様にもお願いでございます。年長議員として、また先輩議員として、伸びていく若者議員を応援していただきたいと思います。寛大な気持ちで物事に臨み、伸びる芽をつまないでほしい。これは、母親のような年の私が、黒田議員にとっては母親のような年だと思うのですが、先輩議員の皆様にもお願いでございます。

以上をもちまして、心からのお願いをしまして、反対討論とさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

松島茂喜議員。

〔4番 松島茂喜議員登壇〕

○4番 松島茂喜議員 発議第1号 黒田重利議会運営委員長に対する不信任決議案に対しまして、賛成の立場から討論を申し上げます。

先ほど提出者の田部井議員のほうから提案理由読み上げられましたが、その内容につきましては、私もこれは正当という判断をさせていただき、サインをさせていただきました。また、反対をする議員の方々から多々、その情状酌量の余地が十分にあるというようなお話もございました。そういったところ、私もいろいろ精査をさせていただきましたが、正直、同僚の議員としてこういった不信任決議案を提出するというのは、いささかやはり心が痛い部分が私もございます。しかしながら、

なぜこういった形をとらせていただいたのかということも含めまして、少しお話をさせていただきたいと思います。

先ほどからお話が出ております携帯電話の持ち込みの部分については、規則でそもそも定める必要がないほど常識的なことであるという私は判断をいたしております。持ち込む、持ち込まないは、当然規則に定められておりませんが、議員個人のそれぞれの判断ということなのかなと思いますが、基本的に緊張感を持っていけば、鳴らしてはいけないという意識が常に働いていけば、そもそも議場に持ち込むことは、私はしないと思っております。

そして、今回のケースでいきますと、黒田議員がアラームを鳴らしたということですが、そこまでの部分については、私は正直な話、情状酌量の余地もあろうかという判断をしております。問題なのは、その後の対応でございました。議会運営委員長という立場はどういった立場にあるのか。やはりこれは議会の運営もしかりですけれども、議長、副議長、序列からいったらその次ぐらいの立場におられる方でございます。その職責やその責任感、そういったものから考えれば、すぐ鳴らした後の議事進行の状況がどうだったかということもありますが、私も会議の録画の部分をやっと見直しをさせていただいたのですが、鳴った場面というのは、大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員選挙の最中でした。ちょうど原議員が投票に向かっているときにアラーム音が鳴りました。誰だというような声が上がって、そのまま投票が進んだと。投票を終えて開票が終わり、そしてまずはそこで休憩に入るわけですけれども、休憩に入る前のタイミング、1回。それから休憩が終わってから、今度はほかの議員からそのアラーム音に対しての指摘がございました。その後の2回。それから、その後ですが、また議事が進んでいきまして、また休憩に入りました。その休憩が終わった後、ようやくという形でありました。議会運営委員長という立場にあられるのであれば、すぐさまやはりその場で、謝罪をするタイミングがわからなかったとおっしゃっていますが、わからない方が、そのタイミングもはかれない方が、私は議会運営委員長ではいけないと思っております、そもそも。しっかりその状況を把握して、どのタイミングで行うべきかという判断ができるくらいでないと、私は議会運営委員長は務まらないというような認識でおります。

それから、先ほど大賀議員の反対討論の中にございました、誤字が目立つ、1カ所しかない、しかも「ごさいませんでした」の「ざ」の点が抜けている、こんなお話でしたが、よく見直しをしていただきたい。もう一カ所ございます。それは「誓約」と書かれている部分の「誓」という字ですが、「宣誓」の「誓」です。この部分が間違っておりますので、ぜひ見直しをしていただいてから発言をしていただくようお願いをしたいと思います。

ちょっとまとめますけれども、携帯電話を鳴らただけで、議場で鳴らただけで不信任決議案が出されたということではなくて、その後の対応が議会運営委員長としてふさわしくない、そういった判断で出されているものと私は思っておりますので、そういった理由で本案に対し賛成をするものでございます。

以上。

○小島幸典議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第1号 黒田重利議会運営委員長に対する不信任決議案を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小島幸典議長 起立多数。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〔黒田重利議会運営委員長入場〕

◎日程第2 閉会中の継続調査について

○小島幸典議長 日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び中央公民館建設特別委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付してあります継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島幸典議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎町長の挨拶

○小島幸典議長 以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了しました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので、許可します。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 一言ご挨拶申し上げます。平成29年第2回呂楽町議会定例会の閉会に当たり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

5日間にわたり開会された議会定例会では、提案をいたしました同意第2号から同意第11号 農業委員の任命につき同意を求めることについての10件について、全て原案どおり可決をいただきました。また、議案第26号 呂楽町個人情報保護条例及び呂楽町情報公開条例の一部を改正する条例、議案第27号 呂楽町立認定こども園設置条例につきましても、原案どおり可決をいただきました。

まことにありがとうございました。

今後も「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち“おうら”」を目指し、懸命に努力をしております。また、その目標を目指して取り組んでまいりたいと思います。議員の皆様にもいろいろご協力をいただきますように心からお願い申し上げ、御礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○小島幸典議長 以上で平成29年第2回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

[午前10時49分 閉会]